

1-1. 体育大会での組み体操について

昨年 9 月に行われた決算特別委員会の総括質疑の中で、骨折などの重大事故が発生している体育大会での組み体操について市長のお考えを聞かせていただきました。

「分析しその分析に基づいた安全に十分配慮した実施ということが重要だと考えています。」というご答弁がありました。

1-1. そこでお尋ねします。

その後、どのような分析が行われ、令和 2 年度からどのようにしていくかの方針が出されているのでしょうか。教えてください。

1-2.

「サボテン」、「電柱」、「タワー」など、重大事故に至る危険性のある技はどれなのかは判明しています。また、両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技は危険性があるため原則禁止としている自治体もあります。

1-2. そこでお尋ねします。

本市では具体的に、どの技を令和 2 年度から実施しないことになるのでしょうか。また、各学校でばらばらな対応ではなく、全ての小・中学校で実施しない技を統一するのでしょうか。教えてください。

1-3.

ほとんどの重大事故は練習時に発生しています。練習時から細心の注意を払い、事故を未然に防ぐ対策を施すのは必須です。

1-3. そこでお尋ねします。

実施しない技を決めるのと同時に、安全への配慮も今まで以上に徹底するべきですが、どのような対策を講じるのでしょうか。

また、それでも重大事故が今後も続くようであれば組み体操全面禁止を決断するべきだと思います。重大事故 0 への意気込みをお聞かせください。

2-1. 尼崎市野良猫不妊手術助成金交付について

先日の代表質疑で、地域代表者の無理解によって、正当な野良猫対策活動が阻害されていることについて質疑しました。市長からは「活動の実施にあたりましては、地域のトラブルを未然に防止し、地域で合意をいただくことが必要であることから、直ちに要綱を改正する考えはありません。」というご答弁がありました。

2-1. そこでお尋ねします。

代表質疑で市長は「地域で合意」と答弁されており、これは「合意書による地域代表者との合意」ではなく「地元住民の理解」でもよいということでしょうか。

2-2.

本市では助成金交付条件の中に、「地域代表者を訪れ、合意書による活動の合意を得なければならない。」とあります。

2-2. そこでお尋ねします。

本市が「合意書による地域代表者との合意」にこだわっている理由は何でしょうか。教えてください。

2-3.

他の自治体では野良猫不妊手術助成金の交付条件に「合意書による地域代表者との合意」が盛り込まれていない自治体もあります。

2-3. そこでお尋ねします。

自治体によっては「合意書による地域代表者との合意」がなくても助成金交付が正しくされ野良猫の不妊手術が促進されています。本市でそれができない理由は何でしょうか。何がネックになっているのでしょうか。

2-4.

現在、大庄地区で野良猫不妊手術助成金の申請を発端とするトラブルが地域代表者と申請を目指していた方との間で起こっており、双方が弁護士を立てるまでに至っています。

2-4. そこでお尋ねします。

このトラブルは把握されていますでしょうか。このトラブルを当局はどうとらえ、どう対処するのでしょうか。また、このようなトラブルを今後起こさないよう、具体的にどのような取り組みをしていくお考えでしょうか。

3-1. 動物愛護推進強化事業費について

多頭飼育猫不妊手術費用一部助成について、先日の代表質疑の市長ご答弁で、「多頭飼育崩壊への対応としましては不妊手術の必要性を周知啓発するとともに昨年からは福祉関係部署と連携し、保健と福祉の関係部署が連携を図りながら飼主に不妊去勢手術に係る助成金の活用を促すなど未然防止の取組みに注力しているところでございます。」とありました。多頭飼育猫不妊手術助成金の要項や交付状況は施行されてから一度も市ホームページで内容が公開されていません。

3-1. そこでお尋ねします。

助成金が設立されてからこれまでの助成金の、件数・不妊手術の頭数・掛かった費用等の交付状況はどのようになっていますでしょうか。教えてください。

3-2. そこでお尋ねします。

助成金の対象者として「経済的又は身体的理由等により飼育状況が劣悪となり」とありますが、経済的理由とは、生活保護受給の有無等、具体的にどのような状況を指しているのでしょうか。動物愛護センターのさじ加減で助成金の交付可否を決めているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

3-3. そこでお尋ねします。

助成金の取扱いとしては、不適切だと思います。なぜ要項や交付状況を市ホームページで公開していないのでしょうか。公平性に欠けるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

#### 4-1. PTA の在り方について

先日の代表質疑で、PTA の在り方について松本教育長から、

- ・ PTA は任意団体であり、加入も本人の意思で決められる
- ・ 説明にあたっては保護者にその旨を正しく伝える必要がある
- ・ クラス委員等の選出にあたって、免除の理由として家庭の事情を公表・収集という行為はあってはならない
- ・ 教育委員会は社会教育団体である PTA の適切な運営改善について指導助言していくという至極真っ当なご答弁がありました。

#### 4-1. そこでお尋ねします。

各校の PTA において、「加入の任意性」がどのような方法で正しく伝えられているのか、担保されているのか、教育委員会は把握しているのでしょうか。把握している場合、どのような調査方法で把握されたのかも教えてください。

#### 4-2. そこでお尋ねします。

各校の PTA において、「免除の理由として家庭の事情を公表・収集してはならない」ということをきちんと認識して運営されているのか、そして、それが担保されているのか、教育委員会は把握しているのでしょうか。把握している場合、どのような調査方法で把握されたのかも教えてください。

#### 4-3. そこでお尋ねします。

「加入の任意性」や「免除の理由として家庭の事情を公表・収集してはならない」ということが保護者の中でどの程度周知され認識されているのか、全保護者を対象に実態調査をするべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

#### 4-4. そこでお尋ねします。

「加入の任意性」や「免除の理由として家庭の事情を公表・収集してはならない」ということが現時点でも守られていない PTA に対しては、教育委員会から指導を行うべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

#### 5-1. 尼崎市民共済生活協同組合補助金について

この組合への補助に対しては、先日の総務委員会の補正の審議の中で、組合側から「今後、自然災害の被害を担保する商品取り扱いの為、元局長級の 2 名体制としたいということで支援要請がございました」とあり、整理すると、組合の事業拡大のために人的投資を行い、今のニーズである商品開発をし、組合の増収増益を図ることが目的です。それに加え、「近年契約件数、掛金の減少により財務状況が厳しくなっており、このような状況を踏まえ 2 名分の人件費を組合から支出することが困難である」との申し出があり、市として特例的な体制ということで考慮して、1 名分補助することを決定したと説明がありました。本来、我が会派は、自主自立した企業に対しての補助は行うべきものではないと考えましたが、財務状況が厳しいことを考慮し賛成を致しました。しかし、委員会後、組合の財務状況が分かる資料を取り寄せ精査したところ、平成 29 年度決算で当期末処分剰余金が 2 億 554 万円もあり、この資料に記載のない契約者に対しての割戻金 6200 万円支払っても 1 億 4354 万円の自由なお金があり、平成 30 年度決算でも当期末処分剰余金 2 億 2493 万円で、割り戻しは確定ではないですが 4 千万～5 千万円ということで残金は 1 億 8500 万～1 億 7500 万円あります。

専門家にこの決算内容を見ていただいても健全経営とのことでした。

#### 5-1. そこでお尋ねします。

近年、契約件数・掛け金の減少により財務状況が厳しいとは何をもってそのような答弁をされたのか。お見解をお聞かせください。

#### 5-2.

尼崎市民共済生活協同組合は市の出資もなく外郭団体でもありません。

#### 5-2. そこでお尋ねします。

独立した組合(企業)、市の出資もなく外郭団体でもない組合(企業)の、増収増益のためになぜ税金で補助金を出す必要があるのか。ご見解をお聞かせください。

#### 5-3.

昭和 30 年に設立され、設立当初は、公共性、公益性という理念は理解できます。しかし、現在、国民共済や県民共済、簡保保険、民間保険等も充実し、この部分に税金投入すると民業圧迫にもなりかねません。また、この組合(企業)は、平成 12 年からすでに 20 年間自主自立で経営されています。契約件数、掛け金の減少は、その企業の経営努力の欠如でありその部分を市に対して補助を依頼するのは全く理解できません。

5-3. そこでお尋ねします。

公共性、公益性を盾に取り、ましてや財務状況は健全な中で議会に対し、また、市民に対して人件費補助の整合性を説明してください。

6-1. 登園自粛をした場合の保育料及び給食費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校園は臨時休業を実施していますが、公立保育所・私立保育所・認定こども園・小規模保育所事業所は登園が可能となっています。

6-1. そこでお尋ねします。

本市で公立保育所の受け入れ態勢などの都合で、登園自粛を余儀なくなされたご家庭はありますか。教えてください。

6-2.

池田市では、公立保育所・公立認定こども園の保護者に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛をした場合の保育料や給食費を日割り計算で減額する案内を出しています。

6-2. そこでお尋ねします。

本市で同じ対応ができない理由は何でしょうか。教えてください。

#### 7-1. 学校現場におけるいじめ・体罰等への対処について

教職員研修事業(体罰防止研修)が令和 2 年度予算に計上されています。いじめも体罰も二度と起こらないように教職員の資質向上を図ることは常にし続けて行かなければいけませんし、研修だけで終わるのではなく現場で活用できる実行力のある内容の研修を行わなければいけません。

一方で、いじめも体罰も二度と起こしてはいけないという姿勢で取り組みつつも、起こってしまった時にどう動くか、どういう体制で迅速に問題解決を図っていくかも考えなくてはなりません。

##### 7-1. そこでお尋ねします。

起こってしまった時にどう動くか、どういう体制で迅速に問題解決を図っていくかを考える際に、現時点で学校園や教育委員会のネックになっている点やウィークポイントだと認識している点はあるのでしょうか。教えてください。

#### 7-2.

大阪府寝屋川市は昨年 10 月、学校でのいじめについて、市長部局で新たに設ける監察課で対応していくと発表した。教育委員会を窓口とせず、第三者機関に近い立場で調査に当たる珍しい取り組み。通報があれば原則いじめとみなして調べる。被害者が加害者や学校などを訴える際の訴訟費用の一部補助にも全国で初めて乗り出しました。

弁護士資格をもつ職員やケースワーカーら 10 人が、児童生徒や保護者、学校などからいじめに関する通報を受け、関係者への聞き取りを通じて実態を調査する。いじめ判定会議で加害者と認定した児童生徒と保護者には、是正を促します。

状況の改善が見込めず、被害者側が刑事告訴や民事訴訟を行う場合、30 万円程度を上限に弁護士費用を支援するようです。監察課ではほかに市職員らのパワハラ・セクハラ被害の調査についても担当するという。

監察課ではほかに市職員らのパワハラ・セクハラ被害の調査についても担当するようです。

令和 2 年度の予算要求では、市立高校にも STOPit の導入を提案されており、そこは評価できます。

しかしながら、市立尼崎高等学校の体罰事案以降も、いじめなどの問題が発生しており、内容によっては先生や学校の対応のまずさで問題が複雑化しているものもあります。

##### 7-1. そこでお尋ねします。

本市でも教育委員会を窓口とせず、市長部局に第三者機関に近い立場でいじめや体罰の調査に当たる課を作るべきです。先生や学校の対応のまずさで問題が複雑化することを防

ぎ、調査や解決にレベル差が発生することを防ぐことにも繋がります。また、事案によつて市教委が介入するタイミングや深さなどがバラバラだという課題も解決することができます。来年度、市長部局に新しく設置を考えている「子どもの人権擁護担当」が担うことはできないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

8-1. 尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例について  
議案第 35 号「尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例」についてです  
が、分科会で尼崎城では自転車の置き場を特に定めていないということが分かりました。

8-1. そこでお尋ねします。

「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を施行し、「自転車が多く利用されているまち＝市民が誇りに思えるまち」という理想を掲げているにも関わらず、「駐輪場を造る考えはない。来場者の邪魔にならない空いているスペースに置いてもらう。」というのはいかがなものか。ご見解をお聞かせください。

8-2.

分科会では、イベント時に別途イベント用の駐輪場を設けるということは考えているが、その対象になるようなスペースに駐輪場を造るということは考えていないという答弁がありました。

8-2. そこでお尋ねします。

イベント用の駐輪場はどこに設けるお考えなのでしょうか。また、なぜそのスペースに常設の駐輪場を設置できないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

8-3.

通常時でも自転車の利用が予想より多く、来場者の邪魔になる可能性もあります。

8-3. そこでお尋ねします。

その場合、誰がどのように対処・対応するのでしょうか。また、案内板などでどこの駐輪場を案内するのでしょうか。教えてください。